

第3章 復旧対策

現行計画における各災害編（風水害編、雪害編、火災編、震災編）の復旧対策は、内容がほとんど共通していることから、各編のものを一括して別立ての章に掲載しているが、今回の見直しでは、体系的な分かりやすさを優先し、各編に「第3章 復旧対策」を設ける構成に変更する。この場合、記載内容の重複を避けるため、構成上最初の編にあたる「風水害編」に適用事項の全てを記載し、その後続く各編においては、当該編に固有のものだけを掲載し、共通事項は『「風水害編」参照』という形で整理する。

以下、第2編 風水害編、第3編 雪害編、第4編 火災編、第5編 震災編の順に記載する。

第2編 風水害編 第3章 災害復旧対策

修正の要点	南砺市地域防災計画（現行）	南砺市地域防災計画（修正案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県計画に合わせ、文言追加 ・ 第3章の体系図を追加 	<p>第1章 災害復旧対策</p> <p>被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。</p>	<p>第3章 災害復旧対策</p> <p>被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。</p> <p><u>また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例の調査成果等を活用する。</u></p> <p><u>【計画の体系】</u></p> <pre> graph LR A[第3章 災害復旧対策] --- B[生活の再建] A --- C[復旧費用の確保] A --- D[復旧事業の着手] B --- E[第1節 民生安定のための緊急対策] C --- F[第2節 激甚災害の指定] D --- G[第3節 公共施設の災害復旧] </pre>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の体系図を追加 	<p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p style="text-align: right;">（行政センター、総務部、民生部）</p> <p>防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、民心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行うものとする。</p>	<p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p style="text-align: right;">（行政センター、総務部、民生部）</p> <p>防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、民心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行う。</p> <p><u>【対策の体系】</u></p>

		<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1 被災者の生活確保</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 1 生活相談 — 2 義援金、義援物資の受付・配分 — 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 — 4 災害見舞金の支給 — 5 被災者生活再建支援金の支給 — 6 生活福祉資金の貸付け — 7 災害復旧資金の貸付 — 8 失業者（休業者）の生活の安定対策等 — 9 被災者に対する住宅復興に向けた支援 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 1 中小企業者の復興資金の確保 — 2 農林漁業者の復興資金の確保 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3 税の徴収猶予及び減免等</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 1 徴収猶予 — 2 減免 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等</td> <td></td> </tr> </table>	第1 被災者の生活確保	<ul style="list-style-type: none"> — 1 生活相談 — 2 義援金、義援物資の受付・配分 — 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 — 4 災害見舞金の支給 — 5 被災者生活再建支援金の支給 — 6 生活福祉資金の貸付け — 7 災害復旧資金の貸付 — 8 失業者（休業者）の生活の安定対策等 — 9 被災者に対する住宅復興に向けた支援 	第2 中小企業、農林漁業者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> — 1 中小企業者の復興資金の確保 — 2 農林漁業者の復興資金の確保 	第3 税の徴収猶予及び減免等	<ul style="list-style-type: none"> — 1 徴収猶予 — 2 減免 	第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	
第1 被災者の生活確保	<ul style="list-style-type: none"> — 1 生活相談 — 2 義援金、義援物資の受付・配分 — 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 — 4 災害見舞金の支給 — 5 被災者生活再建支援金の支給 — 6 生活福祉資金の貸付け — 7 災害復旧資金の貸付 — 8 失業者（休業者）の生活の安定対策等 — 9 被災者に対する住宅復興に向けた支援 									
第2 中小企業、農林漁業者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> — 1 中小企業者の復興資金の確保 — 2 農林漁業者の復興資金の確保 									
第3 税の徴収猶予及び減免等	<ul style="list-style-type: none"> — 1 徴収猶予 — 2 減免 									
第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等										
	<p>第1 被災者の生活確保（行政センター、住民環境班、会計班、福祉班、広報班、税務班）</p> <p>被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者(休業者)の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。</p> <p>また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市は被災後、早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p>	<p>第1 被災者の生活確保（行政センター、<u>住民生活班</u>、<u>救援物資班</u>、<u>災害救助班</u>、<u>広報連絡班</u>、<u>避難所班</u>）</p> <p>被害を受けた地域住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者(休業者)の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。</p> <p>また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市は被災後、早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。</p>								
	<p>1 生活相談（行政センター、<u>住民環境班</u>）</p> <p>(1) 被災者の要望の把握</p> <p>市及び県は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。</p> <p>さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。</p> <p>(2) 生活相談の実施</p> <p>市は、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施するものとする。</p> <p>また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。</p> <p>(3) 各種相談窓口の設置</p> <p>市は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。</p> <p>これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組</p>	<p>1 生活相談（行政センター、<u>住民生活班</u>）</p> <p>(※同左)</p>								

	<p>織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。</p> <p>また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。</p> <p>ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）</p> <p>イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）</p> <p>ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）</p> <p>エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）</p> <p>オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）</p> <p>カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）</p> <p>キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）</p> <p>ク 消費（物価、必需品の入手等）</p> <p>ケ 教育（学校）</p> <p>コ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）</p> <p>サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）</p> <p>シ 廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）</p> <p>ス 金融（生活資金の融資等）</p> <p>セ 税の減免</p> <p>ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）</p> <p>タ ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）</p> <p>チ 災害復旧に関する見通し（一時帰宅、農地・道路等災害復旧計画等）</p>	
<p>・内容に合わせタイトル変更</p> <p>・文言修正</p>	<p>2 義援金品の受付・配分</p> <p>災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配当等を適切に行う。</p> <p>(1) 義援金品の受付</p> <p>ア 義援金の受付（<u>会計班</u>、<u>税務班</u>）</p> <p><u>会計班</u>が義援金口座を開設（ゆうちょ銀行・その他銀行）し、義援金を受け付ける。収納状況を随時把握し、災害対策本部と<u>税務班</u>へ連絡する。<u>税務班</u>は義援金領収証明書を交付する。</p> <p>イ 義援物資の受付（<u>税務班</u>）</p> <p><u>税務班</u>が受け、寄託者に受領書を交付してこれを保管するものとし、保管場所は、災害の状況や義援物資の量を勘案し、市体育館等の公共施設とする。</p> <p>(2) 義援金品の募集（<u>広報班</u>）</p> <p>災害の状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、募集にあたっては、新聞、テレビ等の報道機関に協力を求めるとともに、各種団体、関係機関を通じて一般市民などに呼び掛ける。</p> <p>(3) 義援金品の配分（<u>税務班</u>）</p> <p>ア 義援金の配分</p> <p>義援金の配分については、市が設置する義援金配分委員会により配分率並びに配分方</p>	<p>2 義援金、義援物資の受付・配分</p> <p>災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金、<u>義援物資</u>の受付及びこれらの配分等を適切に行う。</p> <p>(1) 義援金、<u>義援物資</u>の受付</p> <p>ア 義援金の受付（<u>救援物資班</u>、<u>避難所班</u>）</p> <p><u>救援物資班</u>が義援金口座を開設（ゆうちょ銀行・その他銀行）し、義援金を受け付ける。収納状況を随時把握し、災害対策本部と<u>避難所班</u>へ連絡する。<u>避難所班</u>は義援金領収証明書を交付する。</p> <p>イ 義援物資の受付（<u>避難所班</u>）</p> <p><u>避難所班</u>が受け、寄託者に受領書を交付してこれを保管する。保管場所は、災害の状況や義援物資の量を勘案し、市体育館等の公共施設とする。</p> <p>(2) 義援金、<u>義援物資</u>の募集（<u>広報連絡班</u>）</p> <p><u>広報連絡班</u>は、災害の状況に応じて、義援金、<u>義援物資</u>の募集を行う。募集にあたっては、新聞、テレビ等の報道機関に協力を求めるとともに、各種団体、関係機関を通じて一般市民などに呼び掛ける。</p> <p>(3) 義援金、<u>義援物資</u>の配分（<u>避難所班</u>）</p> <p>ア 義援金の配分</p> <p>義援金の配分については、市が設置する義援金配分委員会により配分率並びに配分方</p>

<p>・文言（希望先へ）を追加</p>	<p>法を決定し、罹災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。</p> <p>イ 義援物資の配分 義援物資については、<u>福祉班</u>の責任において適宜配分するものとし、被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請して迅速に実施するものとする。</p>	<p>法を決定し、罹災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。</p> <p>イ 義援物資の配分 義援物資については、<u>災害救助班</u>の責任において<u>希望先へ</u>適宜配分するものとし、被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請して迅速に実施する。</p>												
<p>・災害弔慰金の受給遺族の範囲について、H23 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に基づき文言修正</p>	<p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付（<u>福祉班</u>）</p> <p>制度の概要</p> <table border="1" data-bbox="626 527 1537 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 災害弔慰金の支給</td> <td>自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市が、国、県、市（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの。</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第3条</td> </tr> <tr> <td>② 災害障害見舞金の支給</td> <td>自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、市が、国、県、市（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの。</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第8条</td> </tr> <tr> <td>③ 災害援護資金の貸付け</td> <td>自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度。</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第10条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 災害弔慰金 市は、南砺市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 ア 支給となる災害 （ア）1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 （イ）県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 （ウ）県内において「<u>災害救助法</u>」が適用された市町村が1以上ある場合の災害 （エ）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 イ 支給額 （ア）生計維持者 500万円 （イ）その他の者 250万円 ウ 受給遺族 <u>配偶者、子、父母、孫、祖父母</u></p> <p>(2) 災害障害見舞金 ア 支給対象者</p>	区分	概要	根拠	① 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市が、国、県、市（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条	② 災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、市が、国、県、市（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条	③ 災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	<p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付（<u>災害救助班</u>）</p> <p>制度の概要 （※同左）</p> <p>(1) 災害弔慰金 市は、南砺市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 ア 支給となる災害 （ア）1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 （イ）県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 （ウ）県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 （エ）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 イ 支給額 （ア）生計維持者 500万円 （イ）その他の者 250万円 ウ 受給遺族 <u>死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</u></p> <p>(2) 災害障害見舞金 ア 支給対象者</p>
区分	概要	根拠												
① 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市が、国、県、市（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条												
② 災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、市が、国、県、市（1/2、1/4、1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条												
③ 災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条												

市は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次に規定する障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両眼が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250 万円
- (イ) その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において、「災害救助法」が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

障害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150 万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150 万円
イ 住居の半壊	170 万円
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250 万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350 万円
(3) (1) と (2) が重複した場合	
ア (1) と (2) のアが重複した場合	250 万円
イ (1) と (2) のイが重複した場合	270 万円
ウ (1) と (2) のウが重複した場合	350 万円
(4) 次のいずれかの事由の一つに該当する場合であつて、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア (2) のイの場合	250 万円

市は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次に規定する障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両眼が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250 万円
- (イ) その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

被害の種類及び程度	限度額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150 万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150 万円
イ 住居の半壊	170 万円
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250 万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350 万円
(3) (1) と (2) が重複した場合	
ア (1) と (2) のアが重複した場合	250 万円
イ (1) と (2) のイが重複した場合	270 万円
ウ (1) と (2) のウが重複した場合	350 万円
(4) 次のいずれかの事由の一つに該当する場合であつて、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア (2) のイの場合	250 万円

	<table border="1" data-bbox="676 178 1486 315"> <tr> <td>イ (2) のウの場合</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td>ウ (3) のイの場合</td> <td>350 万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付条件</p> <p>(ア) 所得制限</p> <table border="1" data-bbox="676 451 1486 714"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>市民税における総額所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>220 万円未満</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430 万円未満</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620 万円未満</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730 万円未満</td> </tr> <tr> <td>5 人以上</td> <td>1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住家が滅失した場合にあっては 1,270 万円</p> <p>(イ) 利率 年 3 % (据置期間は無利子)</p> <p>(ウ) 据置期間 3 年 (特別の事情がある場合は 5 年)</p> <p>(エ) 償還期間 10 年 (据置期間を含む)</p> <p>(オ) 償還方法 年賦又は半年賦</p>	イ (2) のウの場合	350 万円	ウ (3) のイの場合	350 万円	世帯人数	市民税における総額所得	1 人	220 万円未満	2 人	430 万円未満	3 人	620 万円未満	4 人	730 万円未満	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	<table border="1" data-bbox="1810 178 2620 315"> <tr> <td>イ (2) のウの場合</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td>ウ (3) のイの場合</td> <td>350 万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付対象及び条件</p> <p>(ア) 所得制限</p> <table border="1" data-bbox="1810 451 2620 714"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>市民税における総額所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>220 万円未満</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430 万円未満</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620 万円未満</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730 万円未満</td> </tr> <tr> <td>5 人以上</td> <td>1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住家が滅失した場合にあっては 1,270 万円</p> <p>(イ) 利率 年 3 % (据置期間は無利子)</p> <p>(ウ) 据置期間 3 年 (特別の事情がある場合は 5 年)</p> <p>(エ) 償還期間 10 年 (据置期間を含む)</p> <p>(オ) 償還方法 年賦又は半年賦</p>	イ (2) のウの場合	350 万円	ウ (3) のイの場合	350 万円	世帯人数	市民税における総額所得	1 人	220 万円未満	2 人	430 万円未満	3 人	620 万円未満	4 人	730 万円未満	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
イ (2) のウの場合	350 万円																																	
ウ (3) のイの場合	350 万円																																	
世帯人数	市民税における総額所得																																	
1 人	220 万円未満																																	
2 人	430 万円未満																																	
3 人	620 万円未満																																	
4 人	730 万円未満																																	
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額																																	
イ (2) のウの場合	350 万円																																	
ウ (3) のイの場合	350 万円																																	
世帯人数	市民税における総額所得																																	
1 人	220 万円未満																																	
2 人	430 万円未満																																	
3 人	620 万円未満																																	
4 人	730 万円未満																																	
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額																																	
<p>・タイトルから「等」を削除し、(1) のタイトルを削除</p> <p>・市の施策を掲載</p>	<p>4 災害見舞金等の支給 (福祉班)</p> <p>(1) 災害見舞金</p> <p>市は、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して見舞金を支給する。</p> <p>ア 対象災害</p> <p>(ア) 県内に「災害救助法」が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害</p> <p>(イ) (ア) と同等の被害と知事が認めた災害</p> <p>イ 支給額</p> <p>(ア) 全壊世帯 10 万円</p> <p>(イ) 半壊世帯 5 万円</p>	<p>4 災害見舞金の支給 (災害救助班)</p> <p>(1) 県災害見舞金</p> <p>県は、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して見舞金を支給する。</p> <p>ア 対象災害</p> <p>(ア) 県内に災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害</p> <p>(イ) (ア) と同等の被害と知事が認めた災害</p> <p>イ 支給額</p> <p>(ア) 住家の全壊 10 万円</p> <p>(イ) 住家の半壊 5 万円</p> <p>(2) 市災害見舞金</p> <p>市は、市が災害救助法の適用を受けた場合において市内に住所を有する世帯に対して見舞金を支給する。</p> <p>ア 対象災害</p> <p>市内における暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、落雷その他の異常な自然現象及び火災、爆発その他の人為的災害</p>																																

		<p><u>イ 支給対象</u> 世帯主が被災時において現に居住する住家（店舗部分等を除く。）の被害</p> <p><u>ウ 支給額</u> (ア) <u>住家の全壊世帯 10万円</u> (イ) <u>住家の半壊世帯 5万円</u> (ウ) <u>住家の床上浸水世帯 2万円</u></p>											
<p>・対象となる自然災害の範囲について、H19 被災者生活再建支援法施行令の改正およびH22 被災者生活再建支援法施行令の改正に基づき、文言修正</p> <p>・県計画（被災者生活再建支援法）に合わせ、文言修正</p>	<p>5 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。</p> <p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害</p> <p>イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</p> <p>ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</p> <p><u>エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）の区域であって、前ア～ウに規定する区域に隣接するものにかかる自然災害</u></p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>ア 住宅が全焼した世帯</p> <p>イ 住宅が半焼し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>ウ <u>住宅が半焼し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</u></p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>	<p>5 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。</p> <p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害</p> <p>イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</p> <p>ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</p> <p><u>エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</u></p> <p><u>オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</u></p> <p><u>カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</u></p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>ア 住宅が全壊した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ <u>災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</u></p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>											
<p>・支給金額等について、H19 被災者生活再建支援法施行令の改正に基づき、文言を修正</p>	<p>(3) 支給金額</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" data-bbox="682 1705 1478 1894"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>		合 計		①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	200万円	単数(1人)世帯	225万円	150万円	<p>(3) 支給金額等</p> <p><u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</u></p> <p><u>A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</u></p> <p><u>B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</u></p> <p><u>具体的には、下表に示す限度額の範囲内で、支給される。</u></p>
	合 計												
	①～④	⑤～⑧											
複数(2人以上)世帯	300万円	200万円											
単数(1人)世帯	225万円	150万円											

	<p>① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③ 住居の移転費又は移転のための交通費 ④ 住宅を貸借する場合の礼金 ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円未満） ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費 （注）大規模半壊世帯は⑤～⑥のみ対象（100万円が限度） （注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 （注）他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th>A 基礎支援金</th> <th>B 加算支援金</th> <th rowspan="2">計 A+B</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th>(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複数世帯 (世帯の構成 員が複数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入 200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修 100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>貸借 50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身世帯 (世帯の構成 員が単数)</td> <td rowspan="3">大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入 200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修 100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>貸借 50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身世帯 (世帯の構成 員が単数)</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75万円</td> <td>建設・購入 150万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>補修 75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>貸借 37.5万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身世帯 (世帯の構成 員が単数)</td> <td rowspan="3">大規模 半壊世帯</td> <td rowspan="3">37.5万円</td> <td>建設・購入 150万円</td> <td>187.5万円</td> </tr> <tr> <td>補修 75万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>貸借 37.5万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		A 基礎支援金	B 加算支援金	計 A+B	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)	複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円	補修 100万円	200万円	貸借 50万円	150万円	単身世帯 (世帯の構成 員が単数)	大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円	補修 100万円	150万円	貸借 50万円	100万円	単身世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊世帯	75万円	建設・購入 150万円	225万円	補修 75万円	150万円	貸借 37.5万円	112.5万円	単身世帯 (世帯の構成 員が単数)	大規模 半壊世帯	37.5万円	建設・購入 150万円	187.5万円	補修 75万円	112.5万円	貸借 37.5万円	75万円
区分		A 基礎支援金			B 加算支援金	計 A+B																																							
		(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																										
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円																																									
			補修 100万円	200万円																																									
			貸借 50万円	150万円																																									
単身世帯 (世帯の構成 員が単数)	大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円																																									
			補修 100万円	150万円																																									
			貸借 50万円	100万円																																									
単身世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊世帯	75万円	建設・購入 150万円	225万円																																									
			補修 75万円	150万円																																									
			貸借 37.5万円	112.5万円																																									
単身世帯 (世帯の構成 員が単数)	大規模 半壊世帯	37.5万円	建設・購入 150万円	187.5万円																																									
			補修 75万円	112.5万円																																									
			貸借 37.5万円	75万円																																									
<p>・H19 被災者生活再建支援法の改正（年収による支給要件の撤廃）に基づき、（4）を全て削除</p>	<p>（4）支給にかかるその他の要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(年収) ≤ 500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 < (年収) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者・1級の精神障害者、1、2級の身体障害者を含む世帯</p>	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単身世帯	(年収) ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円	500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円 < (年収) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	<p>（※削除）</p>																															
年収等の要件	支給限度額																																												
	複数世帯	単身世帯																																											
(年収) ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円																																											
500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																																											
700万円 < (年収) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																																													
<p>・生活福祉資金貸付制度要綱の改正に基づき、生活福祉資金の貸付条件を修正</p>	<p>6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会） 災害により被害を受けた低所得世帯における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て、<u>災害援護資金又は住宅資金</u>の貸付けを行う。</p> <p>（1）災害援護資金</p> <p>ア 貸付対象者 <u>災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯</u></p> <p>イ 貸付限度額 150万円以内</p> <p>ウ 償還期間 1年以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内</p> <p>エ 利率年 3%。ただし据置期間中は無利子。</p> <p>（2）住宅資金</p> <p>ア 貸付対象者 <u>災害により被害を受けた住宅を補修又は改築等するための資金を必要とする低所得世帯</u></p> <p>イ 貸付限度額 250万円以内</p>	<p>6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会） <u>低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用として、富山県社会福祉協議会が民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>貸付限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>貸付利子</th> <th>連帯保証人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉費</td> <td><u>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の借受に必要な経費</u></td> <td>250万円</td> <td rowspan="2">貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内</td> <td rowspan="2">7年</td> <td rowspan="2">連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%</td> </tr> <tr> <td><u>災害を受けたことにより臨時的に必要となる経費</u></td> <td>150万円</td> <td>原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可</td> </tr> </tbody> </table>	資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	福祉費	<u>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の借受に必要な経費</u>	250万円	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	7年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	<u>災害を受けたことにより臨時的に必要となる経費</u>	150万円	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可																												
資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人																																								
福祉費	<u>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の借受に必要な経費</u>	250万円	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	7年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%																																								
	<u>災害を受けたことにより臨時的に必要となる経費</u>	150万円				原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可																																							

	<p>ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内 エ 年利 3%。ただし、据置期間中は無利子。 なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。</p> <p><u>(3) 利子負担の軽減</u> <u>支払った利息分を規定に基づき本人に返還することにより、借入者の利子負担の軽減を図る制度を県独自で設けている。</u></p>	
<p>・県計画に合わせ、項目（災害復旧資金の貸付）を追加</p>		<p><u>7 災害復旧資金の貸付</u>（県商工労働部、北陸労働金庫）</p> <p><u>(1) 災害復旧資金</u> <u>災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付を行う。</u> <u>ア 貸付対象者 富山県内に居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者</u> <u>イ 貸付限度額 150万円</u> <u>ウ 償還期間 5年以内</u> <u>エ 利率 年2.2%、保証料別途年0.8%</u> <u>オ 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）</u></p>
<p>・県計画に合わせ、項目（失業者の生活の安定対策等）を追加</p>		<p><u>8 失業者（休業者）の生活の安定対策等</u>（富山労働局、県商工労働部）</p> <p><u>(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置</u> <u>災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。</u> <u>また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。</u> <u>さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図る。</u></p> <p><u>(2) 労働保険料の納付期限の延長措置</u> <u>被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。</u></p> <p><u>(3) 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策</u> <u>ア 被災者に対する就職あっせん</u> <u>公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（6ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努める。</u> <u>このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施する。</u> <u>また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等に</u></p>

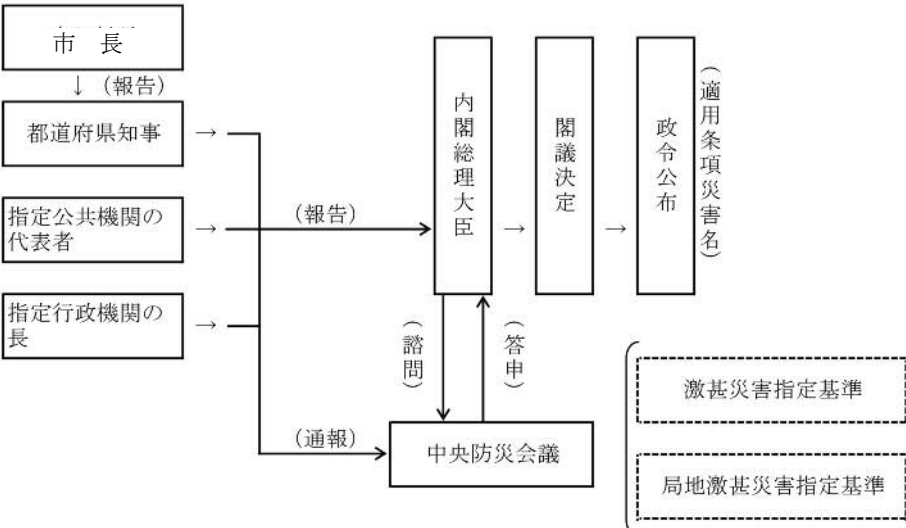
		<p><u>より、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。</u></p> <p><u>イ 失業者（休業者）への対策</u></p> <p><u>雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。</u></p> <p><u>ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策</u></p> <p><u>経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。</u></p> <p><u>エ 職業訓練対策</u></p> <p><u>職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。また、中小企業者が事業の高付加価値化・新分野展開を行う場合には、県は中小企業人材高度化能力開発給付金制度の活用を指導する。</u></p> <p><u>(4) 離職者に対する生活資金の支援</u></p> <p><u>ア 離職者生活安定資金の融資</u></p> <p><u>離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。</u></p> <p><u>(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす者</u></p> <p><u>①富山県内に1年以上継続して居住している者</u></p> <p><u>②離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者</u></p> <p><u>③世帯の生計を維持している者</u></p> <p><u>④雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後6ヶ月以内の者</u></p> <p><u>(イ) 貸付限度額 100万円</u></p> <p><u>(ウ) 償還期間 5年以内</u></p> <p><u>(エ) 利率 年2.2%、保証料別途年0.7%</u></p> <p><u>(オ) 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）</u></p> <p><u>イ 離職者支援資金の融資</u></p> <p><u>失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。</u></p> <p><u>(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者</u></p> <p><u>①生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること</u></p> <p><u>②生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること</u></p> <p><u>③生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること</u></p> <p><u>④生計中心者が離職の日から2年（特別な場合は3年）を超えていないこと</u></p>
--	--	---

		<p><u>⑤生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと</u></p> <p><u>(イ) 貸付期間 貸付けを希望する月から12月以内の期間</u> <u>ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。</u></p> <p><u>①離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降</u></p> <p><u>②就職した日の属する月の翌々月以降</u></p> <p><u>(ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額10万円</u></p> <p><u>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、7年以内</u></p> <p><u>(オ) 利 率 年3%。ただし据置期間中は無利子</u></p> <p><u>(カ) 取扱窓口 社会福祉法人南砺市社会福祉協議会</u></p>
<p>・市の施策を掲載</p>		<p>9 被災者に対する住宅復興に向けた支援</p> <p>(1) 住宅応急修理制度（県厚生部、災害救助班）</p> <p><u>被災した住宅の損害程度が半壊以上で、居室、台所、トイレ等の日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を行う場合、その修理費を一定の範囲内で負担する。</u></p> <p>ア 対象となる修理</p> <p><u>次の4項目の日常生活に必要欠くことのできない部分</u></p> <p><u>① 屋根、柱、外壁、基礎等の応急修理</u></p> <p><u>② ドアや窓等の開口部の応急修理</u></p> <p><u>③ ガス、水道、電気等の配管、配線等の応急修理</u></p> <p><u>④ 衛生設備（トイレ、風呂等）の応急修理</u></p> <p>イ 対象者</p> <p><u>次のAのすべての要件を満たす世帯で、Bの要件のうちいずれかに該当する世帯</u></p> <p>A：① 居住する住宅の被害程度が半壊以上</p> <p><u>② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること</u></p> <p><u>③ 民間賃貸住宅の借上げを利用しないこと</u></p> <p>B：収入額＝平成〇年の世帯収入</p> <p><u>①（収入額） ≤ 500万円の世帯</u></p> <p><u>② 500万円 <（収入額） ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</u></p> <p><u>③ 700万円 <（収入額） ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</u></p> <p>※ 要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者・1級の精神障害者、1、2級の身体障害者がある世帯等</p> <p>ウ 上限額 52万円</p> <p>※ 収入額は、地方税法による総所得金額に国の基準を当てはめる。したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収</p>

		<p style="text-align: center;"><u>入額として認定を行なう。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>総所得金額 (A)</u></th> <th style="text-align: center;"><u>収入額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>97.5万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(A) + 65万円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>97.5万円を越え、108万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(A) ÷ 0.6</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>108万円を越え、234万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(A + 18万円) ÷ 0.7</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>234万円を越え、474万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(A + 54万円) ÷ 0.8</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>474万円を越え、780万円以下</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(A + 120万円) ÷ 0.9</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>780万円を越える</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(A + 170万円) ÷ 0.95</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>(2) 相談所の開設等 (県土木部、住宅金融支援機構)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>地震等の災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。</u></p>	<u>総所得金額 (A)</u>	<u>収入額</u>	<u>97.5万円以下</u>	<u>(A) + 65万円</u>	<u>97.5万円を越え、108万円以下</u>	<u>(A) ÷ 0.6</u>	<u>108万円を越え、234万円以下</u>	<u>(A + 18万円) ÷ 0.7</u>	<u>234万円を越え、474万円以下</u>	<u>(A + 54万円) ÷ 0.8</u>	<u>474万円を越え、780万円以下</u>	<u>(A + 120万円) ÷ 0.9</u>	<u>780万円を越える</u>	<u>(A + 170万円) ÷ 0.95</u>
<u>総所得金額 (A)</u>	<u>収入額</u>															
<u>97.5万円以下</u>	<u>(A) + 65万円</u>															
<u>97.5万円を越え、108万円以下</u>	<u>(A) ÷ 0.6</u>															
<u>108万円を越え、234万円以下</u>	<u>(A + 18万円) ÷ 0.7</u>															
<u>234万円を越え、474万円以下</u>	<u>(A + 54万円) ÷ 0.8</u>															
<u>474万円を越え、780万円以下</u>	<u>(A + 120万円) ÷ 0.9</u>															
<u>780万円を越える</u>	<u>(A + 170万円) ÷ 0.95</u>															
<p>・ 組織名変更</p> <p>・ 構文変更</p> <p>・ 文言修正</p> <p>・ 株式会社日本政策金融公庫を追加</p>	<p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農政班、商工班)</p> <p>1 中小企業者の復興資金の確保 (商工班)</p> <p>被災した中小企業者の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるように、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 政府関係中小企業金融機関 (中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫) に対し、貸付限度額の引上げ、貸付期間の延長、据置期間の延長、担保等貸付条件について、緩和措置の要請を行う。</p> <p>(2) 地元一般銀行等金融機関に対し、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。</p> <p>2 農林漁業者の復興資金の確保 (農政班)</p> <p>災害により損害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融資並びに既往貸付期限の延長措置等について斡旋を行うとともに、<u>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。) に基づき、農林漁業の生産力の維持・増進と経営の安定を図るものとし、次の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(1) 農業協同組合及び農林中央金庫、県信用漁業協同組合連合会等が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金の融通並びに既往貸付金償還猶予</p> <p>(2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融通</p> <p>(3) 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法 (昭和 27 年法律第 355 号) に基づく災害復旧及び経営資金の融通並びに既往貸付金の償還猶予</p>	<p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農政班、商工班)</p> <p>1 中小企業者の復興資金の確保 (商工班)</p> <p>被災した中小企業者の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるように、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 政府関係中小企業金融機関 (<u>㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫</u>) に対し、貸付限度額の引上げ、貸付期間の延長、据置期間の延長、担保等貸付条件について、緩和措置の要請を行う。</p> <p>(2) 地元一般銀行等金融機関に対し、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。</p> <p>2 農林漁業者の復興資金の確保 (農政班)</p> <p>災害により損害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融資並びに既往貸付期限の延長措置等について斡旋を行う。<u>また農林漁業の生産力の維持・増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。) の適用を受けて、次の措置を講ずる。</u></p> <p>(1) 農業協同組合及び農林中央金庫、県信用漁業協同組合連合会、<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金の融通並びに既往貸付金償還猶予</p> <p>(2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融通</p> <p>(3) 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法 (昭和 27 年法律第 355 号) に基づく災害復旧及び経営資金の融通並びに既往貸付金の償還猶予</p>														
	<p>第3 税の徴収猶予及び減免等 (税務班)</p> <p>被災者に対して税の徴収猶予、減免等の措置を講じ、被災者の生活の安定、早期立ち直りに努めるものとする。</p> <p>1 徴収猶予</p>	<p>第3 税の徴収猶予及び減免等 (<u>避難所班</u>)</p> <p>被災者に対して税の徴収猶予、減免等の措置を講じ、被災者の生活の安定、早期立ち直りに努める。</p> <p><u>1 税の減免等</u></p>														

<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言修正 ・ 文言修正 ・ 市の施策を掲載 	<p>市長は、災害の発生又は被災により、住民が市税を納付期限までに納入できないと認められる場合は、市税条例に基づいて徴収を猶予する<u>ものとし、国、県税については、それぞれの機関に徴収の猶予を要請するものとする。</u></p> <p>2 減免</p> <p>市長は、被災で生活保護法が適用された者又は生活が著しく困難となった者で市長が認めた者に対しては、市税条例に基づいて減免を行い、<u>国、県税についても減免の措置が講ぜられるよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>ア 徴収猶予</u></p> <p>市長は、災害の発生又は被災により、住民が市税を納付期限までに納入できないと認められる場合は、市税条例に基づいて徴収を猶予する。<u>また国、県税については、それぞれの機関に徴収の猶予を要請する。</u></p> <p><u>イ 減免</u></p> <p>市長は、被災で生活保護法が適用された者又は生活が著しく困難となった者で市長が認めた者に対しては、市税条例に基づいて<u>市税の減免を行う。また国、県税についても減免の措置が講ぜられるよう、それぞれの機関に要請する。</u></p> <p><u>2 介護保険料の減免等（災害救助班）</u></p> <p><u>ア 介護保険料の徴収猶予</u></p> <p><u>居住する住宅の損害が半壊以上の普通徴収の者で、平成〇年度の保険料について今後納期が到来する日までに納めることができない場合は、6カ月以内の期間に限り猶予することができる。</u></p> <p><u>イ 介護保険料の減免</u></p> <p><u>65歳以上の者の介護保険料において、居住する住宅が著しい損害を受けた場合は、減免対象になる（ただし、前年の所得等により対象外となる場合もある。）</u></p> <p><u>3 保育料の減免（こども班）</u></p> <p><u>居住する住宅の損害の程度に応じ、次のとおり減免する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 1066 2294 1205"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>10分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 障害福祉サービスの減免（福祉課）</u></p> <p><u>次の障害福祉サービスを利用する者で、災害により居住する住宅の受けた被害の程度に応じ利用者負担額の減免が受けられる。</u></p> <p><u><対象となる障害福祉サービス></u></p> <p><u>介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業</u></p>	損害の程度	減免の割合	全壊	全額	半壊	2分の1	床上浸水	10分の3
損害の程度	減免の割合									
全壊	全額									
半壊	2分の1									
床上浸水	10分の3									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県計画に合わせ、項目を追加 		<p><u>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（郵便事業㈱、郵便局㈱）</u></p> <p><u>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u></p> <p><u>災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</u></p> <p><u>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u></p> <p><u>災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</u></p> <p><u>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u></p> <p><u>災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で</u></p>								

		<p><u>定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</u></p>
<p>・タイトルの主旨に合わせ、前文を修正</p> <p>・対策の体系図を追加</p>	<p>第2節 激甚災害の指定 (全部局共通)</p> <p><u>災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるため、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>第2節 激甚災害の指定 (全部局共通)</p> <p><u>災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。</u></p> <p><u>【対策の体系】</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1 激甚災害指定手続</div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="list-style-type: none; padding-left: 0;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 激甚災害に関する調査 2 激甚災害指定の手続 3 特別財政援助の交付(申請)手続 4 激甚災害指定基準 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2 激甚災害に係る特別の助成</div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="list-style-type: none; padding-left: 0;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 2 農林水産業に関する特別の助成 3 中小企業に関する特別の助成 4 その他の特別財政援助及び助成 </div> </div>
<p>・タイトル変更</p> <p>・削除</p> <p>・タイトル変更</p>	<p>第1 激甚災害への助成制度 (全部局共通)</p> <p><u>1 助成制度</u></p> <p><u>法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業</u></p> <p><u>(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく事業</u></p> <p><u>(3) 公営住宅法に基づく事業</u></p> <p><u>(4) 土地区画整理法に基づく事業</u></p> <p><u>(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事業</u></p> <p><u>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業</u></p> <p><u>(7) 予防接種法に基づく事業</u></p> <p><u>(8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づく事業</u></p> <p><u>(9) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく事業</u></p> <p><u>2 激甚災害の早期指定</u></p> <p><u>災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。</u></p>	<p><u>第1 激甚災害指定手続 (該当各班)</u></p> <p>(※削除)</p> <p><u>1 激甚災害に関する調査</u></p> <p><u>(1) 激甚災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の指定を受けられるよう、市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害の状況を速やかに調査し、実情をとりまとめて県へ報告する。</u></p>

		<p><u>災害状況等の報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。</u></p> <p>(ア) <u>災害が発生した日時</u> (イ) <u>災害が発生した場所又は地域</u> (ウ) <u>災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）</u> (エ) <u>災害に対し、実施した措置</u> (オ) <u>その他必要な事項</u></p> <p><u>(2) 県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施し、早期に指定を受けられるよう努める。</u></p> <p>2 激甚災害指定の手続 <u>県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続をとる。</u></p>  <pre> graph TD Mayor[市長] -- "(報告)" --> Prefectural[都道府県知事] Mayor -- "(報告)" --> Public[指定公共機関の代表者] Mayor -- "(報告)" --> Admin[指定行政機関の長] Prefectural -- "(報告)" --> PM[内閣総理大臣] Public -- "(報告)" --> PM Admin -- "(報告)" --> PM PM -- "(諮問)" --> Council[中央防災会議] Council -- "(答申)" --> PM Council -- "(通報)" --> Admin Council -- "(通報)" --> Public Council -- "(通報)" --> Prefectural PM --> Decision[閣議決定] Decision --> Gazette[政令公布] Gazette --- Standards["(適用条項災害書名)"] Standards --- Basis["激甚災害指定基準 局地激甚災害指定基準"] </pre> <p>3 特別財政援助の交付（申請）手続 <u>激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。</u> <u>県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行う。</u></p> <p>4 激甚災害指定基準 <u>激甚災害の指定基準は、「富山県地域防災計画（平成24年5月修正）地震・津波災害編第4章第2節（268頁～272頁）を参照。</u></p>
<p>・タイトル変更</p>	<p>3 激甚災害に係る財政援助措置 <u>激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりとする。</u></p>	<p>第2 激甚災害に係る特別の助成 <u>激甚災害の指定を受けたときは、市関係部課は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金等を受けるための手続を実施する。</u></p>

<p>・タイトル番号を変更</p> <p>・タイトル番号変更</p> <p>・(3) は激甚法第 8 条に訂正</p> <p>・(4) は激甚法第 10 条、しかも(6)と重複しているので、誤りを訂正</p> <p>・(7) の漁船建造費補助は本市に不要なため削除</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第 3 条、4 条)</p> <p>4 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第 5 条)</p> <p>(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (激甚法第 6 条)</p> <p>(3) 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (激甚法第 7 条)</p> <p>(4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (激甚法第 8 条)</p> <p>(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (激甚法第 9 条)</p> <p>(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (激甚法第 10 条)</p> <p>(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (激甚法第 11 条)</p> <p>(8) 森林災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 11 条の 2)</p> <p>5 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) による災害関係保証の特例 (激甚法第</p>	<p><u>なお、激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。</u></p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第 3 条、4 条)</p> <p><u>河川、道路等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第 3 条及び第 4 条が適用されると、これらの災害復旧事業にかかる国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされる。</u></p> <p>2 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第 5 条)</p> <p><u>農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (以下、「暫定措置法」という。) に基づき行われるが、激甚法第 5 条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。</u></p> <p><u>過去の例からみると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば概ね 8 割程度であるが、激甚災害の場合は、概ね 9 割程度まで引き上げられることとなる。</u></p> <p>(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (激甚法第 6 条)</p> <p><u>農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第 6 条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。</u></p> <p><u>過去の例からみると、国庫負担率は、一般災害であれば 2 割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね 9 割又は 5 割程度まで引き上げられることとなる。</u></p> <p>(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (激甚法第 8 条)</p> <p><u>天災融資法が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ (例：被害農業者の場合、200 万円→250 万円、果樹栽培者等の場合、500 万円→600 万円) 及び償還期限の延長 (例：特別被害農業者等の場合、6 年→7 年) が行われ、貸付条件の緩和が図られる。</u></p> <p><u>なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被害地域で営農する特別被害農業者等に対し 3% 以内の低利で貸すなどの措置がとられる。</u></p> <p>(4) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (激甚法第 9 条)</p> <p>(5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (激甚法第 10 条)</p> <p>(6) 森林災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 11 条の 2)</p> <p><u>激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の 2 分の 1 を特別に補助するものである。</u></p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (激甚法第 12 条)</p>
--	---	--

<p>・(4)の激甚法第15条は平成19年の同法改正時に削除されているので削除</p> <p>・(7)の激甚法第23条は平成17年の同法改正時に削除されているので削除</p>	<p>12条)</p> <p>(2) 中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)による貸付金等の償還期間等の特例(激甚法第13条)</p> <p>(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第14条)</p> <p><u>(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(激甚法第15条)</u></p> <p>6 その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条)</p> <p>(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条)</p> <p>(3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条)</p> <p>(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による国の貸付の特例(激甚法第20条)</p> <p>(5) 水防資材費の補助の特例(激甚法第21条)</p> <p>(6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)</p> <p><u>(7) 産業労働者住宅建設資金優通の特例(激甚法第23条)</u></p> <p>(8) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)</p> <p><u>(9) 雇用保険法(昭和41年法律第132号)による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第25条)</u></p>	<p><u>中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保限度額の別途設定(普通保険の場合、2億8千万円の別枠設定)及び保険てん補率の引き上げ(普通保険の場合、70%→80%)の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</u></p> <p>(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例(激甚法13条) <u>激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。</u></p> <p>(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第14条)</p> <p>4 その他の特別財政援助及び助成</p> <p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条) <u>激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。</u></p> <p>(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条) <u>激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。</u></p> <p>(3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条)</p> <p>(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による国の貸付の特例(激甚法第20条)</p> <p>(5) 水防資材費の補助の特例(激甚法21条) <u>水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。(一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算補助制度がある。)</u></p> <p>(6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法22条) <u>激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。(一般災害の場合、国庫補助率3分の2)</u></p> <p>(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条) <u>激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の実業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている(例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%)。</u></p> <p>(8) 雇用保険法(昭和41年法律第132号)による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第25条)</p>
---	---	--

<p>・県計画に合わせ、前文修正</p> <p>・対策の体系図を追加</p>	<p>第3節 公共施設の災害復旧</p> <p style="text-align: right;">(全部局共通)</p> <p><u>被災した公共施設の復旧は、災害応急対策計画に基づく応急措置終了後、被害の程度を十分調査し、災害復旧事業の実施機関において各施設を速やかに原形復旧するとともに、新設又は改良等の事業計画を樹立し再災害の発生防止を図るものとする。</u></p>	<p>第3節 公共施設の災害復旧</p> <p style="text-align: right;">(全部局共通)</p> <p><u>公共施設の地震被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。</u></p> <p><u>[対策の体系]</u></p> <div style="margin-left: 40px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第1</td> <td style="padding: 5px;">災害復旧事業計画の策定等</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">2</td> <td style="padding: 5px;">災害査定促進</td> </tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第2</td> <td style="padding: 5px;">大規模災害時等の指導・助言制度の活用</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">緊急調査の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">2</td> <td style="padding: 5px;">災害アドバイザー制度の活用</td> </tr> </table> </div>	第1	災害復旧事業計画の策定等	1	復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定			2	災害査定促進	第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	1	緊急調査の実施			2	災害アドバイザー制度の活用
第1	災害復旧事業計画の策定等	1	復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定															
		2	災害査定促進															
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	1	緊急調査の実施															
		2	災害アドバイザー制度の活用															
<p>・県計画に合わせタイトル修正</p> <p>・県計画に合わせタイトル修正</p>	<p>第1 <u>災害復旧事業計画</u> (全部局共通)</p> <p>1 公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 砂防施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画</p> <p>(3) 都市災害復旧事業計画</p> <p>(4) 上・下水道災害施設復旧事業計画</p> <p>(5) 公営住宅災害復旧事業計画</p> <p>(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画</p> <p>(7) 学校施設災害復旧事業計画</p> <p>(8) 社会教育施設災害復旧事業計画</p> <p>(9) 文化財災害復旧事業計画</p> <p>(10) その他の公共物災害復旧事業計画</p> <p>2 <u>緊急災害査定促進</u></p> <p><u>災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査、把握して、必要な資料</u></p>	<p>第1 <u>災害復旧計画の策定等</u> (全部局共通)</p> <p>1 <u>復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定</u></p> <p><u>公共施設管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。</u></p> <p><u>また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。</u></p> <p>公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 砂防施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p>(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画</p> <p>(3) 都市災害復旧事業計画</p> <p>(4) 上・下水道災害施設復旧事業計画</p> <p>(5) 公営住宅災害復旧事業計画</p> <p>(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画</p> <p>(7) 学校施設災害復旧事業計画</p> <p>(8) 社会教育施設災害復旧事業計画</p> <p>(9) 文化財災害復旧事業計画</p> <p>(10) その他の公共物災害復旧事業計画</p> <p>2 <u>災害査定促進</u></p> <p><u>復旧事業が円滑に着手できるよう、復旧事業費の早期決定に向け、県と協議しながら査定</u></p>																

	等を調製し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、災害復旧事業の迅速な施行に努めるものとする。	<u>計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。</u> <u>このため公共施設の災害の実態を調査、把握し、必要な資料等の迅速な作成に努める。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に合わせ、項目（大規模災害時等の指導・助言制度の活用）を追加 ・災害時の情報交換に関する協定の活用を追加 		<u>第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用</u> <u>1 緊急調査の実施</u> <u>被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。</u> <u>2 災害アドバイザー制度の活用</u> <u>被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（国土交通省所管の災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。</u> <u>3 「災害時の情報交換に関する協定」の活用</u> <u>南砺市は、国との間で「災害時の情報交換に関する協定」（国土交通省北陸地方整備局／平成23年3月1日）を締結している。この協定等に基づいて、公共施設の災害復旧に資する情報交換等を行う。</u>

修正の要点	南砺市地域防災計画（現行）	南砺市地域防災計画（修正案）
<p>・県計画に合わせ、除雪給付金を追加</p>		<p>第3章 災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策 (行政センター、総務部、民生部)</p> <p>第1 被災者の生活確保 (行政センター、<u>住民生活班</u>、<u>救援物資班</u>、<u>災害救助班</u>、<u>広報連絡班</u>、<u>避難所班</u>)</p> <p>1 生活相談 (行政センター、<u>住民生活班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 1 生活相談」を準用する。</p> <p>2 義援金、義援物資の受付・配分 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 2 義援金、義援物資の受付・配分」を準用する。</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 (<u>災害救助班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付」を準用する。</p> <p>4 災害見舞金の支給 (<u>災害救助班</u>)</p> <p>(1) 県災害見舞金 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 4 災害見舞金の支給 (1) 県災害見舞金」を準用する。</p> <p>(2) 市災害見舞金 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 4 災害見舞金の支給 (2) 市災害見舞金」を準用する。</p> <p><u>(3) 除雪給付金</u> <u>知事及び市町村長は、雪害の状況に応じ要援護世帯に対し負担の軽減を図るため除雪給付(見舞)金を考慮する。</u></p> <p>5 被災者生活再建支援金の支給 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 5 被災者生活支援金の支給」を準用する。</p>

		<p>6 生活福祉資金の貸付け (県社会福祉協議会) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 6 生活福祉資金の貸付」を準用する。</p> <p>7 災害復旧資金の貸付 (県商工労働部、北陸労働金庫) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 7 災害復旧資金の貸付」を準用する。</p> <p>8 失業者(休業者)の生活の安定対策等 (富山労働局、県商工労働部) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 8 失業者(休業者)の生活安定対策等」を準用する。</p> <p>9 被災者に対する住宅復興に向けた支援 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 9 被災者に対する住宅復興に向けた支援」を準用する。</p>
		<p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農政班、商工班)</p> <p>1 中小企業者の復興資金の確保 (商工班) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業者の復興資金の確保」を準用する。</p> <p>2 農林漁業者の復興資金の確保 (農政班) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 2 農林漁業者の復興資金の確保」を準用する。</p>
		<p>第3 税の徴収猶予及び減免等 (避難所班) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第3 税の徴収猶予及び減免等」を準用する。</p> <p>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等 (郵便事業(株)、郵便局(株)) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等」を準用する。</p>

		<p>第2節 激甚災害の指定 (全部局共通)</p> <p>第1 激甚災害指定手続 (該当各班) 「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害指定手続」を準用する。</p> <p>第2 激甚災害に係る特別の助成 「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第2 激甚災害に係る特別の助成」を準用する。</p>
		<p>第3節 公共施設の災害復旧 (全部局共通)</p> <p>第1 災害復旧計画の策定等 (全部局共通) 「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第1 災害復旧計画の策定等」を準用する。</p> <p>第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用 「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第2 大規模災害時の指導・助言制度の活用」を準用する。</p>

修正の要点	南砺市地域防災計画（現行）	南砺市地域防災計画（修正案）
		<p>第3章 災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策 (行政センター、総務部、民生部)</p> <p>第1 被災者の生活確保 (行政センター、<u>住民生活班、救援物資班、災害救助班、広報連絡班、避難所班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保」を準用する。</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農政班、商工班) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援」を準用する。</p> <p>第3 税の徴収猶予及び減免等 (<u>避難所班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第3 税の徴収猶予及び減免等」を準用する。</p> <p>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等 (<u>郵便事業(株)、郵便局(株)</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等」を準用する。</p>
		<p>第2節 激甚災害の指定 (全部局共通)</p> <p>第1 激甚災害指定手続 (<u>該当各班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害指定手続」を準用する。</p> <p>第2 激甚災害に係る特別の助成 「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第2 激甚災害に係る特別の助成」を準用する。</p>

		<p>第3節 公共施設の災害復旧 (全部局共通)</p> <p>第1 災害復旧計画の策定等 (全部局共通) 「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第1 災害復旧計画の策定等」を準用する。</p> <p>第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用 「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第2 大規模災害時の指導・助言制度の活用」を準用する。</p>

修正の要点	南砺市地域防災計画（現行）	南砺市地域防災計画（修正案）
		<p>第3章 災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策 (行政センター、総務部、民生部)</p> <p>第1 被災者の生活確保 (行政センター、<u>住民生活班、救援物資班、災害救助班、広報連絡班、避難所班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保」を準用する。</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農政班、商工班) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援」を準用する。</p> <p>第3 税の徴収猶予及び減免等 (<u>避難所班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第3 税の徴収猶予及び減免等」を準用する。</p> <p>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等 (<u>郵便事業(株)、郵便局(株)</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等」を準用する。</p>
		<p>第2節 激甚災害の指定 (全部局共通)</p> <p>第1 激甚災害指定手続 (<u>該当各班</u>) 「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害指定手続」を準用する。</p> <p>第2 激甚災害に係る特別の助成 「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第2 激甚災害に係る特別の助成」を準用する。</p>

		<p>第3節 公共施設の災害復旧 (全部局共通)</p> <p>第1 災害復旧計画の策定等 (全部局共通) 「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第1 災害復旧計画の策定等」を準用する。</p> <p>第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用 「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第2 大規模災害時の指導・助言制度の活用」を準用する。</p>